

NSD健保公告298号

令和6年8月19日

組合員 各位

NSD健康保険組合

理事長 三池 真優子

NSD健康保険組合同規約の一部変更について

令和6年7月1日付で当組合同規約の一部を下記のように変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条2項により公告いたします。

記

1. 変更理由

・令和6年7月1日付でウィナーソフト株式会社が子会社であるウィナーデジタル株式会社を吸収合併することになりましたので、ウィナーデジタル株式会社を規約第4条の設立事業所から削除いたします。

・令和6年7月1日付で株式会社NSDが子会社であるTrigger株式会社を吸収合併することになりましたので、Trigger株式会社を規約第4条の設立事業所から削除いたします。

2. 変更内容

第4条中
「ウィナーデジタル株式会社 東京都千代田区」
「Trigger株式会社 東京都千代田区」
を削る。

附則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

以上